

生活保護基準の引き下げに反対する会長声明

平成25年1月11日

群馬司法書士会

会長 岡住 貞宏



1 政府は、昨年8月17日、「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」を閣議決定した。その組替え基準の基本方針1.(3)③「義務的経費や社会保障関係費等の効率化」の中に「特に財政に大きな負担となっている社会保障分野についても、これを聖域視することなく、生活保護の見直しをはじめとして、最大限の効率化を図る」との方針が示されている。これを受けて、厚生労働省が公表した平成25年度の予算概算要求の主要事項では、生活保護費を抑制するための「生活保護基準の検証・見直しの具体的内容については、予算編成過程で検討する」とされている。そして、昨年10月5日に開催された第10回社会保障審議会生活保護基準部会において、厚生労働省は、第1・十分位層（全世帯を所得階級に10等分したうち下から1番目の所得が一番低い層の世帯）の消費水準と現行の生活扶助基準額とを比較するという検証方針を提案した。さらに、昨年10月22日の財政制度等審議会財政制度分科会では、生活保護については、現在の生活扶助基準が一般の低所得者の消費実態に比べて高いという状況や、最低賃金に比べても生活保護水準が高いという実態があるなどの意見が相次ぎ生活保護基準の引き下げに向けた議論がされている。

衆議院の解散、総選挙の実施によってこの一連の動きは一時停止しているものの、今後、平成25年度予算編成過程において、厚生労働大臣が、生活保護基準の引き下げを行う可能性は大きい。

2 しかしながら、厚生労働省が提案した、低所得世帯を基準に生活扶助基準額と消費水準を比較するという手法については、その合理性について極めて大きな問題がある。

すなわち、わが国の生活保護の捕捉率（制度の利用資格がある者のうち現に利用できている者が占める割合）が2割～3割と推計されていること（「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」平成22年4月9日厚生労働省社会・援護局保護課）からすると、生活保護基準未満の低所得世帯のうち7割以上が生活保護を利用していないことになる。このように生活保護基準以下の生活を余儀なくされている漏給層（制度の利用資格のある者のうち現に利用していない者）が大量に存在する現状においては、低所得世帯の消費支出が生活保護基準以下となるのは当然のことである。

それにもかかわらず、低所得世帯の中でも極めて所得の低い第1・十分位層の消費水準との比較を根拠に生活保護基準を引き下げることが許せば、保護基準の際限ない

引き下げにつながることは明らかであり、このような低所得世帯との比較により生活保護基準を引き下げること、まさに本末転倒であるといわざるをえない。むしろ、このような多数の漏給層の存在を直視し、これを改善することが先決である。

- 3 さらに、生活保護基準は、いうまでもなく憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準であって、わが国の生存権保障の水準を決する極めて重要な基準である。加えて生活保護基準は、わが国における最低生活保障基準（ナショナル・ミニマム）の重要な指標でもある。

そのため、生活保護基準が下がれば、単に生活保護利用者が大きな打撃を受けるだけでなく、生活保護利用者以外の一般の市民生活にも重大な影響が生じるおそれがある。

すなわち、生活保護基準は最低賃金の引き上げ目標額となっていることから（最低賃金法第9条第3項）、最低賃金が下がり、労働者の労働条件にも重大な影響が及ぶおそれがある。加えて、生活保護基準は、地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免基準、介護保険の利用料・保険料の減額基準、障害者自立支援法による利用料の減額基準、生活福祉資金の貸付対象基準、就学援助の給付対象基準など、医療・福祉・教育・税制などの多様な施策に連動しているから、生活保護基準の引き下げは、これらの施策を利用している低所得層の人々にも多大な影響を与えることになる。

このように、生活保護基準は、わが国の生存権保障の基盤を支える重要な基準である。これを踏まえれば、単なる財政的な理由をもって政治的にこれを決することは許されない。

- 4 近年の社会経済情勢に伴い雇用が不安定化していることや、高齢化が急速に進んでいるのに年金制度による社会保障機能が脆弱であることなどを考えれば、生活保護の利用者が増加するのは、むしろ当然のことである。

貧困や格差が拡大していることに加え、本来、生活保護を利用できて然るべき人々が排除されている現状に鑑みるなら、最後のセーフティーネットである生活保護制度の必要性・重要性がますます高まっているというべきである。

それにもかかわらず、単に財政負担を軽くすることのみを目的として、生活保護基準を引き下げれば、経済的困窮者をさらなる困窮の極みに追いやり、餓死・孤立死・自死・貧困故の犯罪等を誘発することにもなりかねない。加えて一般の市民生活への影響も多方面に及び、かつ重大であることも既に述べたとおりである。

よって、群馬司法書士会は、生活保護基準を引き下げること強く反対するものである。

以上